

2020年11月19日

ものづくり大学 留学生のみなさんへ

海外渡航に関する注意事項について

学生課 留学生係

本学では、間もなく3Qを終えて4Qに入りますが、4Qに入るとすぐに冬休みを迎え、学年末には、長期の年度末休暇があります。これらの長期休暇を利用して、母国への帰省などを計画している方もいらっしゃると思いますが、ご存じのとおりコロナ禍において事態は刻々と変化していますので、くれぐれも渡航については慎重に熟考してください。

大学は皆さんの安全確保のために海外渡航の自粛を求めますが、特段の事情により海外渡航を必要とする場合に限り、みなさんの自己責任においてこれを認めます。特段の事情により渡航の必要がある場合は、必ず事前に大学に届出を行ってください。大学に届出を行わずに渡航した場合は、大学は一切の責任を負いかねますので、よくご承知おきください。

2020年11月時点では、再入国許可（みなし再入国許可を含む）による再入国は認められています。しかし、今後のCOVID-19感染拡大の状況次第では、日本国外からの「上陸拒否」が発動されることも十分に考えられます。海外渡航はご自身の責任において決断されるものですので、例えば海外渡航後に「日本への上陸不可」等の発令がなされた場合などでも、授業受講に関する特段の配慮は、原則として大学はいたしません。このことを予めご了承のうえ、海外渡航について検討してください。

今までも海外渡航の際には大学への事前登録（届出の提出）をお願いしていましたが、今回からなお一層の登録制度の徹底を行います。海外渡航の際には、必ず、事前に、大学に届出を行ってください。

【海外渡航に係る届出】

1. 海外渡航予定が決まり次第、速やかに、次の書類を提出して大学に届出を行うこと

- (1) ものづくり大学 海外渡航届出書
- (2) 在留カードコピー（表面・裏面）
- (3) パスポートコピー
- (4) 旅程表（任意様式）
- (5) e Ticket
- (6) その他必要書類

2. 届出の方法等

- (1) 大学本部 1階 留学生係窓口での申請・届出
- (2) 特段の事情がある場合は、メールでのデータ提出も認める
- (3) 必ず、海外渡航前に届出を行うこと

3. 注意事項

- (1) 海外渡航は自己責任とし、不測の事態が起きた場合も、大学は授業の受講等に関する特段の配慮等を行わない
- (2) 届出の内容を精査し、海外渡航に関し指導が入る場合がある
- (3) 海外渡航の目的・理由の内容によっては、さらなるヒアリング・理由書提出等の対応を求める場合がある
- (4) 保護者の承諾サインは求めないが、海外渡航に際しては必ず保護者に相談のうえ、同意を得ることを条件とする
- (5) 研究室配属をされている学生は、指導教員に事前相談のうえ、同意を得ることを条件とする
- (6) 大学への海外渡航届を行わずに海外渡航をした場合は、大学が海外渡航に係るトラブル等の対応をすることが困難である

以上